

# ICカード乗車券取扱規則に関する特約の改定について

当社では、一部特約について、下記のとおり改定させていただきます。

## 記

### 1 改定規則

ICカード乗車券取扱規則に関する特約

### 2 改定日

令和3年11月1日（月）初電より

### 3 改定内容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

### 《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（9：00～17：20）

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表

現行	改定案
<p>「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」 (抜粋)</p> <p>第2章 発売</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力の上旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入の上、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しと併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前各項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>4 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p> <p>5 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>6 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>7 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>8 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。</p>	<p>「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」 (抜粋)</p> <p>第2章 発売</p> <p>(モバイルIC定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、定期乗車券の購入に必要な事項等を入力の上旅客営業規則に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、<b>サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</b></p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4月1日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ4月30日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p><b>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</b></p> <p><b>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</b></p> <p><b>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</b></p> <p>4 第2項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p> <p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が18才となる年度の3月31日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経由にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。</p>